

[学術論文]

# 霊山院の創設、発展及び廃絶について

The foundation, development, and extinction of Ryozen-in

市 岡 聡

---

*Studies in Humanities and Cultures*

---

No. 22

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 22号  
2014年12月

**GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES**

NAGOYA CITY UNIVERSITY  
NAGOYA JAPAN  
DECEMBER 2014

## 【學術論文】

# 靈山院の創設、発展及び廃絶について

市岡 聡

## はじめに

比叡山の横川中堂の東南に位置する兜率谷には、華台院や恵心院、雞足院といった諸堂が多く位置していたとされ、靈山院もこの谷にあつたとされている<sup>(1)</sup>。靈山院は、正暦年間（九九〇～九九五）に恵心僧都源信によって創建されたといわれており、源信の所属した首楞嚴院や迎講を行った華台院からも近く、横川地区における活動の中心の一つだったと考えられる。靈山院では毎日、釈迦如来像への生身供が行われ、毎月晦日には靈山釈迦講が開催されていた。源信は、寛弘四年に『靈山院釈迦堂毎日作法』と『靈山院式』を相次いで著し、特に生身供の作法を厳格に定めた。『靈山院釈迦堂毎日作法』の後ろには、一月一日から十二月三十日までの生身供の当番者名を記した『靈山院過去帳』があり、多くの緇素貴賤が生身供に結縁したことがわかる。靈山院は平安時代における比叡山の仏教を考える上で非常に重要な位置にあるにもかかわらず、靈山院そのものが研究対象とされることは少ない。先行研究<sup>(2)</sup>を見てゆくと、『靈山院釈迦堂毎日作法』、

『靈山過去帳』、『靈山院式』の検討に多くの紙片を割き、靈山院で行われていたか、どのような人物が結縁していたかについて論ずる場合が多い。また、靈山院についてまとめた情報が書かれた『山門堂舎記』をそのまま利用して靈山院の創建年代や建物等について論じている場合がほとんどであり、その記述の妥当性を検討することなく『山門堂舎記』の内容が利用されている。さらに、靈山院の創建後の動きや廃絶について論じているものはほとんどない<sup>(3)</sup>。つまり、先行研究は『靈山院釈迦堂毎日作法』等の史料からわかる寛弘四年頃の情報分析で止まっているのが現状である。

本稿では、靈山院について述べる史料、『山門堂舎記』の靈山院についての記述、靈山院の創建年代、靈山院と権門勢家との関係、如法經との関連、靈山院の廃絶などについて検討し、靈山院の創建から廃絶までの姿を明らかにしてみたい。

## 一 靈山院に関する史料

現在刊行されている史料で、管見に入つた靈山院についての記載があるものを成立年代順に並べると以下のとおりである<sup>(4)</sup>。なお、史料は元龜二年（一五七二）の織田信長による元龜の焼き討ちの前後で分類して掲載している。

### 【元龜の焼き討ち前】

・『靈山院釈迦堂毎日作法』

寛弘四年（一〇〇七）七月

三日

日

・『靈山院式』 寛弘四年七月十三日

・『近江靈山院僧等申状』 永仁四年三月 日

・『延暦寺首楞嚴院源信僧都伝』 康平四年(一〇六一) 以前

・『近江靈山院修造用途注文』 永仁四年十月二四日

成立<sup>(5)</sup>。

・『寂真申状案』 永仁四年十一月 日

・『山門堂舎記』中の「僧忍妙状」<sup>(6)</sup> 延久四年(一〇七二)

・『溪風拾葉集縁起』 徳治(一三〇六)一三〇八)

・『玉葉』 治承四年(一一八〇) 八月

・『聖衆来迎寺本六道絵旧軸木修復銘』 正和二年(一一三三)

二三日条

・『溪風拾葉集』卷第九二 文保二年(一一三一) 正月

・『慈鎮和尚建曆目録』 建曆三年(一一二三)

・『延暦寺三塔堂舎』 十一日

・『慈鎮和尚承久貞応御讓状案』 貞応元年(一一二二)

・『延暦寺三塔堂舎』 元応元年(一一三九) 書写

・『門葉記』「如法経」 貞応三年(一一二四)

・『門葉記』「如法経」 応安五年(一一三七) 応

・『如法経現修作法』 嘉禎二年(一一三六)

・『山門堂舎記』 十三世紀頃

・『門葉記』「如法経」 建長元年(一一四九)、弘

・『声明源流記』 十三世紀〜十四世紀

・『阿婆縛抄』「諸寺略記下」 長元年(一一二六)

・『門葉記』「如法経」 応永八年(一一四〇)

・『門葉記』「如法経」 正元元年(一一五九) 文

・『聖衆来迎寺本六道絵旧軸木修復銘』 永享三年(一一四三)、文

・『叡岳要記』 永十二年(一一七五) 以降

・『元亀の焼き討ち後』 明九年(一一七七)、明応

・『門葉記』「如法経」 建治二年(一一七六)

・『元亀の焼き討ち後』 九年(一一五〇〇)、天文七

・『叡岳要記』 鎌倉中期頃

・『元亀の焼き討ち後』 年(一一五三八)、永祿九年

・『門葉記』「如法経」 正応三年(一一九〇)

・『元亀の焼き討ち後』 (一一五六)

・『関東御教書案』 永仁二年(一一九四) 八月

・『驢驢嘶餘』 室町末葉頃成立

・『近江靈山院破損注文』 二四日

・『巡礼所作次第』 慶長二年(一一五九七)

・『近江靈山院破損注文』 永仁四(一一九六) 年正月

- ・『聖衆来迎寺本六道絵旧軸木修復銘』 寛永八年（一六三一）
- ・『比叡山堂舎僧坊記』 承応元年（一六五二）
- ・『正教房流北嶺回峰次第』 寛文八年（一六六八）
- ・『聖衆来迎寺本六道絵旧軸木修復銘』<sup>(8)</sup> 天和三年（一六八三）
- ・『山門名所旧跡記』 延享元年（一七四四）
- ・『山門堂舎由緒記』 明和四年（一七六七）
- ・『横川靈山院釈迦如来生身供』 嘉永五年（一八五二）<sup>(9)</sup>

靈山院に関する最古の史料は、源信の『靈山院釈迦堂毎日作法』と『靈山院式』である。その後、十一世紀中頃に成立した『延暦寺首楞嚴院源信僧都伝』に靈山院が登場するが、十一・十二世紀の文献は少なく、十三世紀から十四世紀にかけての文献に多く登場するようになる。

元亀の焼き討ち以後の諸書になると、靈山院について詳しく記すものではなく、旧跡としてや、回峰行の遥拝地点としての記述に止まっている。

## 二 『山門堂舎記』における靈山院

### 二・一 『山門堂舎記』の成立年代

靈山院については、これまで景山春樹、堀大慈、速水侑、石田瑞麿、小原仁、武覚超等がその論著で触れていて、全員が『山門堂舎記』を

引用して靈山院のことを論じている<sup>(10)</sup>。『山門堂舎記』は、比叡山延暦寺の堂塔伽藍の縁起や規模あるいは堂宇に安置されている仏像や什物、さらには関係官符などを記したものであり、著述姿勢は古記を重んじ、比較的客観的な記述で貫かれているとされる<sup>(11)</sup>。

群書類従本の末尾には「右山門堂舎記魚魯脱落不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>読者不<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>少而以<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>異本不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>校合<sub>一</sub>」(返り点は筆者補足)とあり、『山門堂舎記』には誤字脱字があつて読めない部分が少なくないが、異本がないため校合できないと書かれている。また、『昭和現存天台書籍綜合目録』<sup>(12)</sup>には、『山門堂舎』とあり、現蔵者は『群書類従』とあるのみで、原本の所蔵等の情報は書かれていない。さらに『国書総目録』には群書類従本のほかに『山門堂社記』と『山門堂舎記』があるが、これらは別物であろう。このように、『山門堂舎記』は別本のない史料である可能性が高い。

本書の撰者は不明だが、横川に関する記事が全体の三分の二近くを占めている点から、横川に関係のある者が書いたとされ、複数人による書き継ぎや集録であるとされる<sup>(13)</sup>。

成立年代については諸説あるが、はっきりしたことは不明とされてきた。『群書解題』<sup>(14)</sup>は、十四世紀をそう下らない時期に成立したとする。『国史大辞典』<sup>(15)</sup>は、『山門堂舎記』の「応永廿四年（一四一七）五月十二日伝写畢」という奥書のことに触れるが、成立年代は明確ではないとし、『比叡山諸堂史の研究』<sup>(16)</sup>は、奥書の「応永廿四年」から、応永二十四年以前として、奥書の書写年代を成立の下限と

し、前半部分については嘉元三年(一一三〇五)以前とする。『日本  
 仏教典籍大事典』<sup>(17)</sup>は、文中に引かれる記事の年号で最も新しいの  
 が長寛二年(一一六四)であるので、長寛二年と奥書伝写年(応永二  
 十四年)の間に編纂とし、鎌倉末期から南北朝にかけて成立したもの  
 と推定している。このように成立年代については、見解が区々である  
 ことがわかる。そこで、『山門堂舎記』の内容で記年の書かれている  
 ものを拾い出し、成立年代について検討をしてみたい。なお、以下に  
 述べるように、『山門堂舎記』は東塔・西塔・横川の比叡山三塔ごと  
 に記述の性格が異なるところがあり、三塔ごとに別の情報源をもとに  
 あるいは、別の著者によつて書かれた可能性が高いと判断される。

まず、東塔地区であるが、東塔分の記事で最も新しい記年を有する  
 ものは、根本経蔵の門が顛倒した建保四年(一一二六)であるから、  
 『山門堂舎記』東塔分は、建保四年以後の成立であることがわかる。  
 また、東塔地区の堂舎の説明の多くが『阿婆縛抄』<sup>(18)</sup>「諸寺略記下」  
 と内容が共通しているところから、『山門堂舎記』の東塔の記事は、  
 『阿婆縛抄』<sup>(19)</sup>「諸寺略記下」成立後に書かれたものと考えられる。『阿  
 婆縛抄』の成立年代については諸説あるが、宮島新一<sup>(20)</sup>によると、  
 尊澄が作った「原阿婆縛抄」ともいうべき性質の本は、仁治二年(一  
 二四一)卯月八日に起草し、正元元年(一二五九)十月に清書が終了  
 したとされるが、承澄が文永十二年(一二七五)に書いた「治定目  
 録」に「諸寺縁起抄」二巻」が新たに加わっているため、「諸寺略記  
 下」が『阿婆縛抄』に加わったのは、正元元年以降文永十二年以前と

いうことになる<sup>(20)</sup>。以上から、『山門堂舎記』東塔分の成立は正元  
 元年以降文永十二年以前よりも後の成立になる。

次に西塔地区であるが、西塔地区で最も新しい記年を有する記事は、  
 文永八年(一二七一)四月十五日の西常行堂焼失の記事<sup>(21)</sup>であるた  
 め、これ以降の成立ということになる。西塔地区は、東塔地区のよう  
 に『阿婆縛抄』<sup>(22)</sup>「諸寺略記下」との書承関係が認められず、引用して  
 いる文献は現時点では不明なので、西塔地区の記事は東塔地区とは別  
 個に成立したものと推定できる。また、西塔地区の記事は、十二世紀  
 から十三世紀の記年を有する記事が多いという特徴がある。

三つ目は、横川地区であるが、最も新しい記年を有する記事は、楞  
 嚴三昧院の項にある建保四年(一一二六)八月二八日の大風の記事で  
 あるため、これ以降の成立ということになる。横川地区については、  
 一部『阿婆縛抄』<sup>(23)</sup>「諸寺略記下」の記事を利用しているが、『阿婆縛  
 抄』<sup>(24)</sup>「諸寺略記下」よりも数段詳しい記事が書かれており、太政官符  
 等の様々な文書を豊富に掲載するという、東塔や西塔の記事にはない  
 特徴を有している。このことから、横川地区の記事が東塔・西塔とは  
 別個に成立したものと推定できる。また、『阿婆縛抄』<sup>(25)</sup>「諸寺略記下」  
 からの引用が確認できるため、東塔同様、正元元年以降文永十二年以  
 前よりも後の成立であることがわかる。

以上の検討から、『山門堂舎記』の成立は東塔と横川が正元元年  
 (一二五九)以降文永十二年(一二七五)以前よりも後の成立であり、  
 西塔が文永八年(一二七一)以降に成立したものと考えられる。東塔

と横川は同じ成立年代という結果となったが、内容的に両者は異なるものであるため、別の情報源（情報提供者）をもとに、あるいは、別人物によって執筆されたものと見るのが妥当であろう。

## 二・二 『山門堂舎記』の靈山院の記述

『山門堂舎記』の靈山院に関する記述について見てみたい。まずは『山門堂舎記』の靈山院に関する記述を左に載せる。

### 一 靈山院

檜皮葺堂一字。奉<sub>レ</sub>安<sub>二</sub>置等身釈迦如来像一<sub>一</sub>牀（仏師康尚作也）。右恵心僧都所<sub>レ</sub>建立<sub>二</sub>正曆年中<sub>一</sub>歟。仏像者恵心僧都願。令<sub>三</sub>僧賢祐<sub>（聖徳）</sub>□<sub>二</sub>知識<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>建立<sub>二</sub>也。恵心伝云。又其南起<sub>二</sub>一迹堂<sub>一</sub>安<sub>二</sub>置教主釈迦大師尊容<sub>一</sub>。每朝供<sub>レ</sub>廻□之具着<sub>レ</sub>飡之飯□舍利弗等十六弟子図<sub>レ</sub>繪。四面打<sub>レ</sub>壁。恭敬<sub>レ</sub>圍繞。何果鷲峯之旧儀。便於<sub>二</sub>斯堂<sub>一</sub>。毎月晦日講<sub>二</sub>法花経<sub>一</sub>談<sub>二</sub>義理<sub>一</sub>。院内号<sub>二</sub>之靈山<sub>一</sub>釈迦講<sub>一</sub>（云云）。僧忍妙敬白。

請<sub>下</sub>蒙<sub>二</sub>院内諸院恩<sub>一</sub>修<sub>中</sub>理靈山院<sub>上</sub>状

右件堂。以<sub>二</sub>正曆年中<sub>一</sub>故恵心僧都勸<sub>二</sub>賢祐上人<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>造立<sub>二</sub>也。緇素貴賤<sub>レ</sub>依盛矣。而年序推移。破壊尤甚。若不<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>修理<sub>一</sub>於此時<sub>一</sub>者。將<sub>レ</sub>安<sub>二</sub>置仏像於何処<sub>一</sub>哉。知大尊恩。何不<sub>レ</sub>准<sub>二</sub>正曆之昔<sub>一</sub>而已修<sub>レ</sub>復<sub>レ</sub>殆勝<sub>二</sub>草創之功<sub>一</sub>者矣。望請諸院各被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>涓垂<sub>一</sub>。我願充滿。衆望亦足。敬白。

延久四年九月六日 僧忍妙（各阿闍梨草）

『山門堂舎記』の靈山院の記述は、靈山院の建物等の概況や由来を説くところからはじまる。その大意は、「靈山院は、正曆年中（一歟）字あり）に源信が建立したもので、一字の檜皮葺の堂内に源信が賢祐（<sub>聖徳</sub>）等をして知識に唱えしめ建立した、仏師康尚が作った等身釈迦如来像一牀が安置されている」というものであるが、この部分は、『阿婆娑抄』『諸寺略記下』の記述とほぼ一致しており、『阿婆娑抄』『諸寺略記下』を参照して作成されたものと推測できる。

『山門堂舎記』におけるこの部分の特徴は、『阿婆娑抄』『諸寺略記下』が「異本」によっていると記載しているものを（「異本仏師康尚作也」、「異本云右恵心僧都所建立也正曆年中歟」、「異本」の文言を取って記載している点である。

以下に『山門堂舎記』と『阿婆娑抄』『諸寺略記下』の該当部分を掲げる。

### ◎ 『山門堂舎記』

一 靈山院／檜皮葺堂一字。奉安置等身釈迦如来像一牀（仏師康尚作也）。／右恵心僧都所建立正曆年中歟。仏像者恵心僧都願。令僧賢祐□知識所建立也。

### ◎ 『阿婆娑抄』『諸寺略記下』

靈山院／葺椽皮堂一宇／安置釈迦如来像一軀（異本仏師康尚作也）／異本云右恵心僧都所建立也正曆年中歟／右仏者、恵心僧都発願令僧賢祐等唱知識所造立也。／寛弘四年式六箇条有之

次に、「恵心伝云」で始まる部分は、「恵心伝」を引用して、靈山院のソフト面に関することを主に記述する。ここの「恵心伝」とは、後述するようにその内容の一致から『延暦寺首楞嚴院源信僧都伝』のこゝを指していると思われる。『山門堂舎記』の該当部分の写本は良好ではなく、意味が通らない部分があるが、その大意は、「華台院の南に一区の堂を起こし、釈迦如来像を安置して、その像に毎朝洗面の具を供え、食事を取り揃えて供えている。この堂の四面の白壁には舍利弗等の釈迦十六弟子が描かれ、釈尊を謹み敬つて周りを取り囲む姿は、どうして靈鷲山の旧儀を果たそうか。だから、この堂で毎月晦日に法華経を説きあかし、法華経が説く意義・道理を物語する。首楞嚴院ではこれを靈山釈迦講と呼んでいる」というものである。

この部分は、『延暦寺首楞嚴院源信僧都伝』とほぼ同文であるため、同書からの引用であることがわかる。ただし、書写の誤りが散見される（「羞」を「着」、「十大弟子」を「十六弟子」、「異」を「果」とする）。

以下に『山門堂舎記』と『延暦寺首楞嚴院源信僧都伝』の該当部分を掲げる。

◎『山門堂舎記』

又其南起一迹堂安置教主釈迦大師尊容。毎朝供廼口之具着漬之飯口舍利弗等十六弟子図絵。四面打壁。恭敬圍繞。何果鷲峯之旧儀。便於斯堂毎月晦日講法花経談義理。院内号之靈山釈迦講

◎『延暦寺首楞嚴院源信僧都伝』

又其南起一區堂。安置教主釈迦大師尊容。毎朝供洗濯之具。羞漬飯之饌。舍利弗等十大弟子面画四面粉壁。恭敬圍繞。何異鷲峯之旧儀。便於斯堂。毎月晦日。講法華経。談論義理。院内号靈山釈迦講。

次に、「僧忍妙敬白」で始まる部分は、延久四年（一〇七二）九月六日の記年をもつ僧忍妙<sup>(2)</sup>が作成した、院内諸院の恩を蒙つて靈山院の修理を求める文（以下「僧忍妙状」と呼ぶ）である。景山春樹<sup>(2)</sup>は僧忍妙状を横川院内の加勢を得て、靈山院を修補したときの願文とするが、この文の内容を見ると、願文というより、これからの修補に向けて各院に協力を依頼するもののように見える。その大意は、「靈山院は正曆年中に故恵心僧都が賢祐上人に勧めて造立させたものである。あらゆる人々が帰依すること盛んなのに、歳月が流れて、老朽化して壊れているのが最も甚だしい堂舎である。もし、この時に修理をしなければ、いったいどこに仏像を安置すれば良いのだろうか。

釈迦の恩を知っているなら、どうして正暦の昔と同じにしないであら

れようか。それだけ修復することは困難であり、草創の功より優れている。望んで求めることは、首楞嚴院の諸院それぞれに涓垂<sup>(25)</sup>を加えられんことを。そうすれば私の願いは充ち、多くの人々の望みも同様に満足することになるだろう」というものである。

「僧忍妙状」では、靈山院は正暦年中に源信の勸めで賢祐が建立したということになっている(以正暦年中「故恵心僧都勸賢祐上人」所「造立」也)。しかし、『山門堂舎記』前半部分や『阿娑縛抄』「諸寺略記下」には「仏像者恵心僧都願。令僧賢祐等唱知識所建立也」とあり、賢祐は仏像を造つたとあるが、靈山院そのものを建立したとまでは言っていない。この点は、『阿娑縛抄』「諸寺略記下」の最古の写本である『延暦寺三塔諸堂』(元応元年(一一一九)の書写奥書あり)も同じであり、賢祐は仏像を作つたというのが真実であろうと考えられる。

「僧忍妙状」は、まるで『阿娑縛抄』「諸寺略記下」や『山門堂舎記』にある「右仏者、恵心僧都発願令僧賢祐等唱知識所造立也」異本云右恵心僧都所建立也正暦年中敷」を押し縮めたように簡素化されている。この圧縮は、忍妙が文書を作成した時点でなされたのか、書写の段階でなされたのかは不明だが、その圧縮によって結果的に院の建物の建立と仏像の造立とが混同され、誤った内容を伝えることになってしまったと見ることができる。

### 三 靈山院の創建年代

#### 三・一 正暦年中創建説の検討

靈山院が正暦年中に創建されたとするのは、「僧忍妙状」の「右件堂。以正暦年中「故恵心僧都勸賢祐上人」所「造立」也」と「何不<sup>(26)</sup>准正暦之昔」が年代的には初出で、これよりも前の史料で靈山院を正暦年中創建とする史料は管見には入っていない。

他方、『阿娑縛抄』「諸寺略記下」では、先に引用したように異本の説として「右恵心僧都所建立正暦年中敷」としているが、正暦年中創建説を疑問の形で記している。さらに、『延暦寺三塔諸堂』には、正暦年中という文言は出てこない。速水侑<sup>(27)</sup>が靈山院の正暦年間創建について憶測の域を出ないとしているのは、『阿娑縛抄』「諸寺略記下」が「敷」と疑問形にしている点を考慮しての見解であろう。では、いつの時点で異本説が書かれたのであろうか。

『延暦寺三塔諸堂』に異本説が書かれていないということは、『阿娑縛抄』「諸寺略記下」の初稿本にこの記述がなかった可能性が高いということを示し、いずれかの書写の段階で異本説が混入したと見ることができるといえる。『阿娑縛抄』「諸寺略記下」には、建武四年(一一三三)七、康正元年(一一四五)、慶長二暦(一一五九七)、寛永三年(一一六二六)、天和三龍集(一一六八三)、享保九辰年(一一七二四)の書写奥書と校合奥書があるが、『阿娑縛抄』「諸寺略記下」の異本である『三塔諸寺縁起』<sup>(28)</sup>も含め、共通する奥書は「建武四年四月二十九日書写



畢／御本云於小川殿草之畢／伝領澄豪」と「慶長二曆（丁酉）林鐘中  
澣書写之終／英憲」の二つである

建武四年か慶長二曆のいずれかで異本説が書かれたと思われるが、  
いずれの書写で異本説が書かれたかまではわからない。しかし、い  
れかの段階で異本を参考にして正暦年中創建説が付け加えられたもの  
と考えられる。また、『阿婆縛抄』『諸寺略記下』に先行する史料で正  
暦年間説を説いているのは、「僧忍妙状」しかないから、異本とい  
うのは「僧忍妙状」の記述を指している可能性がある。しかし、前述の  
とおり、「僧忍妙状」はその記載内容に対して十分な確信を置けない  
点が存するため、真つ向から信じることはできないし、『阿婆縛抄』  
「諸寺略記下」も同様の姿勢から「歟」という助辞を付したのではな  
いだろうか。

### 三・二 靈山院の創建年代

他の史料からは靈山院の創建年代はどのように推定されるのだらう  
か。

まず、『近江靈山院僧等申状』には「当寺者、寛弘之昔、恵心僧都  
披草葉、結茅茨、則擬勝地於靈山、准精舎於耆闍」とあり、靈山院は  
寛弘年間（一〇〇四～一〇一二）にできたという認識が見える。『靈  
山院釈迦堂毎日作法』や『靈山院式』は寛弘四年にできているので、  
これらは相互に関連した年号であり、信頼性があるように思われる。  
次に、『靈山院式』文末には「寛弘四年（歳次丁未）七月十三日

靈山院新坊」とあることから、寛弘四年以前に何らかの堂舎が存在し、  
それを源信が拡大したと見ることもできる。しかし、それよりも、寛  
弘四年頃に新たに靈山院という堂舎ができたため、「靈山院新坊」と  
記したとする可能性が高いように思う。このように、『近江靈山院僧  
等申状』と『靈山院式』を見ると、靈山院の創建は寛弘年間と読める  
ので、これを正しく評価する必要があると考える。

では、なぜ「正暦」という年号が利用されたのであろうか。正暦年  
間は山門派と寺門派の対立が激化した時代である。『扶桑略記』正暦  
四年（九九三）八月十日条には「八月十日之比。觀音院十禪師成算童  
子。由「無実小事」。禪院住僧平代致「大愁」。仍慈覚大師門徒僧等斫  
「焼於千手院房舎」。并門人一千餘人僧侶追「出山門」。已畢。焼亡房舎  
四所。権少僧都勝算房。故阿闍梨滿高房。阿闍梨明肇房。僧連代房也。  
斫壊房舎千手院冊餘宇。蓮華院（冷泉院之御願）。仏眼院（故式部卿  
是忠親王建立）。故座主良勇房。故前少僧都房算房。権少僧都穆算房。  
故阿闍梨倫營房。故已講実定房。阿闍梨寿勢房。故阿闍梨湛延房等也。  
此外房舎粗有「其數」。不<sub>レ</sub>能「具記」。其後智証大師門人等各占「別処  
不<sub>レ</sub>住」叡山。「已上」とあり、『僧綱補任』「義範」条にも「落書  
云。正暦年中依小事。慈覚大師門人勝算僧正。穆算僧都已下。焼払數  
宇房舎。自追却於山門。以来移住園城寺」とある。ここから「正暦」  
が山門寺門両派にとって重要な年号であることが知られる。靈山院が  
正暦年中に創建されたというのは、両派の抗争激化と何らか関連性が  
ある記述である可能性を想定したい。

#### 四 靈山院と権門

##### 四・一 『靈山院過去帳』の署名

靈山院では毎日、本堂の釈迦如来像に対して生身供が行われていたとされ、源信が寛弘四年に相次いで定めた『靈山院釈迦堂毎日作法』と『靈山院式』は、生身供の作法を厳格に定めたものであり、靈山院に關係する最古の史料という位置付けである。

『靈山院釈迦堂毎日作法』の記年である「寛弘四季七月三日」の後には、一月一日から十二月三十日までの釈迦生身供の当番表である『靈山院過去帳』がある。これはそれぞれが異筆であるため、当番者が各々書いたものと考えられている<sup>(20)</sup>。月の大小がなく、また、寛弘四年なら閏五月があるべきところ、それがないため不審とする意見もあるが、それがためにそこに書かれた人名を疑わせることにはならないとする意見が有力である<sup>(20)</sup>。

『靈山院過去帳』には、僧尼が四二六名、在俗者が一一一名の計五四七名もの署名があり、在俗者の名前の中には、一品宮(資子内親王か)、左大臣殿北政所(藤原道長室倫子)、内大臣家(藤原公季)などの上流貴族や、大藏権大輔藤原義理、伊豆掾藤原夏影などの中下級官人、依知秦氏や生江氏といった在地名主層のような地元有力者と思われる俗人の署名が書かれている<sup>(21)</sup>。このことから靈山院は創建当初から俗人、特に有力者たちとの關係性を有していたことがわかり、中でも藤原道長の室や内大臣藤原公季などの権門勢家と關係を有してい

たことは注目に値する。しかし、『靈山院過去帳』以外にも靈山院と権門との繋がりを見ることが出来る史料があるので、本章ではそれらの史料からわかることを論じてゆきたいと思う。

##### 四・二 『玉葉』における靈山院

『玉葉』治承四年(一一八〇)八月廿三日条には、靈山院に関する左のような記事が記されている<sup>(22)</sup>。

廿三日(癸卯)〔天〕晴、物忌也、写<sub>レ</sub>靈山院(横川)額、遣<sub>二</sub>申請上人許<sub>一</sub>、件額權大納言筆也、而其板破損、其字消滅、修<sub>二</sub>造彼堂<sub>一</sub>之間、為<sub>二</sub>打改<sub>一</sub>新<sub>二</sub>造額板<sub>一</sub>、相<sub>二</sub>副本<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>送也、事依<sub>二</sub>善事<sub>一</sub>扶<sub>レ</sub>病下<sub>レ</sub>筆、本額雖<sub>二</sub>字消<sub>一</sub>、大途見<sub>二</sub>其体<sub>一</sub>、仍<sub>二</sub>塵不<sub>レ</sub>違<sub>二</sub>点画<sub>一</sub>写<sub>レ</sub>之、以<sub>二</sub>至愚之暗質<sub>一</sub>、写<sub>二</sub>先賢之遺跡<sub>一</sub>、一<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>悅、一<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>恐、仍仰<sub>レ</sub>僧令<sub>レ</sub>全<sub>二</sub>八字文<sub>一</sub>、殊不動明王等、抑件額写本、素所<sub>二</sub>相持<sub>一</sub>也、(伊房卿使<sub>二</sub>人写取<sub>一</sub>云々)、而校<sub>二</sub>正本<sub>一</sub>之処、相違太多、仍新写留<sub>レ</sub>草了、大将今日頗有<sub>レ</sub>増云々、仍修<sub>二</sub>鬼氣祭<sub>一</sub>、又行<sub>二</sub>仁王講等<sub>一</sub>

内容は、靈山院の額の字が消えかかっているので、当時右大臣であった九条兼実(一一四九〜一二〇七)が堂の改修工事の際に新しい額を揮毫するというものである。この記事から、靈山院は十二世紀後半に九条兼実という有力貴族と關係を有していたことがわかる。

この記事には、書き換え前に架けられていた額が「権大納言」の筆であるとするが、この権大納言とは誰なのか。『靈山院釈迦堂毎日作法』や『靈山院式』ができた寛弘四年当時の権大納言は、『公卿補任』によると藤原実資なので、彼の可能性も考えられないではない。

しかし、文中の「抑件額写本、素所三所持」也（伊房卿使二人写取云云）にある「伊房卿」<sup>(35)</sup>は能書家の藤原伊房（一〇三〇〜一〇九六）を指しているものと考えられ、藤原伊房の祖父・藤原行成（九七二〜一〇二八）が能書家であったという点と法性寺西門<sup>(34)</sup>の額や法成寺無量寿院<sup>(35)</sup>の額を揮毫している点を鑑みると、この権大納言は藤原行成を指している可能性が高い。行成が権大納言だったのは寛仁四年（一〇二〇）から万寿四年（一〇二八）までなので、靈山院に当初架かっていた額はその間に揮毫されたものと考えられる。

以上の検討から、靈山院は、十一世紀前半には藤原行成と、十一世紀後半には藤原伊房と、さらに、『靈山院式』の末尾には、後世に書き加えられたと思われる文があり、そこには「一乗院御願所、額ハ京極摂政殿手跡云々」とあって、九条良経（一一六九〜一二〇六）との関係も見取れる。九条良経は九条兼実の子であり、『愚管抄』には「能芸群ニヌケタリキ、詩歌能書昔ニハチズ、政理公事父祖ヲツゲリ」とあり、能書家としても有名だったことを示している<sup>(36)</sup>。

『靈山院過去帳』には藤原道長室の倫子や藤原公季（師輔四男）が名を連ね、特に藤原公季は毎月晦日に釈迦生身供の当番をしているほ

ど靈山院と密接な関係を有していた。そして、本節で検討した藤原行成、藤原伊房、九条兼実はいずれも藤原師輔を起点とする藤原北家の流れであり、また、良源が藤原師輔の力を利用して比叡山復興を遂げ、藤原師輔十男の尋禅を天台座主据えたという良源と師輔との関係を鑑みると、靈山院の背後にも藤原北家（師輔一門）という権門の繋がりとこのものを感じずにはいられない。

#### 四・三 『六道絵』旧軸木の修理銘と如法経供養

現在、聖衆来迎寺に蔵されている『六道絵』の旧軸木に書かれた修復銘は全部で十四あり<sup>(37)</sup>、そのうち五つに靈山院との関連性を示す左のような銘が書かれている<sup>(38)</sup>。

◎正和二年（一一三三）軸木

正和二年九月廿八日 修復之早六道之絵像拾五幅之内叡山横川

靈山院之靈宝也

◎永享三年（一四三一）軸木

六道之絵像拾五幅叡山横川靈山院之靈宝也／永享三年九月九日  
於三条富小路修復之早願主欣求浄土沙門忍阿弥敬白／世の中をう  
き身におくることわさの さてもむくわぬはてそかなしき／能阿  
弥生年卅五世

◎文明九年（一四七七）軸木

六道之絵像拾五幅叡山横川靈山院之靈宝也／文明九年八月日修

覆第三度 願主首楞嚴靈山院沙門宗舜

◎明応九年（一五〇〇）軸木

明応九年五月日於四糸町与室町之間修覆之畢俗名廣田法名豊真

生年五十四歳友久願主西山三鉢寺門人惠蓮ノ六道絵像拾五幅台嶺

首楞嚴院靈山之靈宝也修覆之施主千代鶴 幸石 与次郎 助修之

人与法名惠舜敬白

◎天文七年（一五三八）軸木

天文七年七月十一日修覆之願人三光坊運俊ノ六道之絵像拾五幅

之内叡山横川靈山院之什宝也

（傍線は筆者加筆）

この『六道絵』は、上質の絹を用い、高い作柄である点から、潤沢な経済力をバックに十三世紀中〜後半に制作されたものと考えられている<sup>(39)</sup>。また、靈山院は十三世紀頃から如法経供養と強く結びつくようになるが、如法経供養は院政期には皇室や有力貴族がこぞって行っており、万寿五年（一〇二八）関白以下が横川に参籠して如法写経会が開催され、文治三年（一一八七）に後白河法皇、文永四年（一一二六七）に後深草上皇が如法経供養をするなど、藤原時代末から鎌倉時代にかけて多く見ることができる<sup>(40)</sup>。第五章で詳しく論ずるが、靈山院は如法経供養で如法経の料紙供給元として位置付けられるため、有力者と密接な関係を有することができる環境にはあったと考えられる。

## 五 如法経と靈山院

『靈山院破損注進』を見ると、靈山院の堂舎に「如法経料紙供台一字」というのがあり、靈山院は如法経供養と強い関係を持っていることがわかる<sup>(41)</sup>。如法経とは、円仁を濫觴とする法華経写経作法であり、「円仁が行った幾多の準備や作法の次第、写経に臨んでの心構えがのちに行儀として整理され、いわゆる如法写経と称せられる行法となつて、永い伝統をもつ横川如法写経会の起源となる」<sup>(42)</sup>とされる。源信は永延二年（九八八）に如法塔の大改修を行ったとされている<sup>(43)</sup>。如法経の作法については、宗快が嘉禎二年（一二三六）に編んだ『如法経現修作法』に詳しく記されている。これによると、如法経供養は前方便事、堂莊嚴事、証文事、行水事、開白作法、如法経御料紙并水迎事、写経以前可留意事等、如法経筆立作法、写経間観念、如法経筒奉納次第、如法経十種供養次第、如法奉納次第の順に進められる<sup>(44)</sup>。このうち、「如法経御料紙并水迎事」には、如法経に使う料紙と水について書かれており、料紙の調達について靈山院が関わっていたことがわかる。『如法経現修作法』「如法経御料紙并水迎事」に書かれている靈山院は左のとおり。

次当日未明大宝持幡灑水焼香華袋随人数各入葩。覆面（許）  
手袋（二具許）水器物（竹筒也）紙一帖（洗料紙也）登山次落付  
横河宿坊食事等（但近来多分於靈山坊用之）次遣使於本道場。漸

靈山院の創設、發展及び廃絶について（市岡）

一一一

可有用意之由可告示之。次各行水。著淨衣如常次上人等隨身次第物（持幡灑水焼香大宝如次。下臈為先。但大宝役人最末可勤之）先到靈山如法道場之庭上。奉差入大宝於道場。内上人取大宝奉納御料紙（此間明障子立也）

（中略）

次於靈山院仏前誦伽陀<sup>(46)</sup>

（傍線は筆者加筆）

右の文以外にも「如法経御料紙并水迎事」には「道場」、「本道場上人」という文字が見え、これらは靈山院や靈山院にいる特定の僧侶を指すものと考えられる。

ところで、管見によれば、靈山院が如法経の料紙を供給する先として登場する初見は、『門葉記』巻八二に見られる慈鎮和尚が貞応元年（一二二二）七月晦日から天王寺五智光院で修した如法経供養と考えられる。そこには「同（八月・筆者注）十六日。水御料紙迎之。先靈山院上人等渡部持参。仍行向渡部請取之了」<sup>(46)</sup>とあり、「靈山院上人」が渡部（所在は不明）まで料紙を持参したという内容である。これ以後、『門葉記』では、如法経書写に先立つ料紙を迎える作法に靈山院の僧侶が登場するようになる。左に『門葉記』に出てくる靈山院関係記事を記す。

◎建長元年（一二四九）四月自十五日於報恩院御堂為禪定殿下御願被

始行御如法経

「料紙水迎程違之間。靈山院聖人至于今熊野辺奉持下山哉之由。兼日被仰遣之処。領状之間。聖人等無登山之儀。大宝水筒持承仕等各令登山。聖人相具下山。今熊野落付。申案内之時。御同宿上人等各著淨衣行向奉迎了。用大宝了。凡大儀之時用御輿敷。本所靈山院聖人下山事。慈鎮和尚於天王寺有御如法経之時。靈山聖人渡野辺下向。御同行聖人等相向自船中御料紙水等請取云々其例敷。但事儀猶致近敷。如何々々」<sup>(47)</sup>

◎弘長元年（一二六一）四月三十日座主法親王於三条禪房被始修御如法経

五月十九日の料紙水等迎の作法中、「於横川以蓮台坊（真範阿々本坊也）為宿所。自彼坊靈山行定二十町許云々」、「兼日聽賢云。於靈山出伽陀事。先京上人誦之。次本所上人出之。而近來先本所。次京上人出之。此事如何々々。宰円云。隨時早晚出之也。靈山前京後云事無之云々（後略）」<sup>(48)</sup>

◎建治二年（一二七六）六月二十九日。於三条御坊被始行御如法経日記

七月十三日の記事に、「今日水御料紙等可奉持参之由。内兼日被仰真円房云々仍靈山上人奉持参之。上人五人、「次靈山上人退下」、「北山殿御時。於西山殿被始行御如法経之時。御料紙等桂

河靈山上人持參。本所上人行向彼所請取之。靈山上人儲大岡庄勤之。白布給之後嵯峨院於龜山殿被始行御如法經之時。御料紙等靈山上人持參積迦堂。本所上人行向彼堂請取之云々／＼靈山上人布施物事。今度無沙汰。自和尚御時為藤嶋役。八木每年被沙汰下之間。無其沙汰歟」<sup>(48)</sup>

◎正応三年（一二九〇）六月十五日。被始行御如法經毘沙熊追善也

六月二七日に御料紙并水等を迎える作法中、「而今度靈山院聖供料等無御沙汰之間。一定申子細。參此御所事不可叶歟。又聖共令登山奉迎事本式也。而登山其煩也。仍被仰合定範僧都。彼等以同宿二十七日持參此御所。其作法先御料紙聖共參之時承仕請取諸衆申案内。此時面々行水聖入道場。其後料紙持聖堂前庭上近參。地幡持聖東立。大宝持聖西立也。」<sup>(49)</sup>

◎応安五年（一三七二）四月二十三日。於十樂院如法經

五月十二日に行われた「奉迎御紙御水」中、「午一点靈山院僧衆下著法勝寺申案内。（中略）次靈山僧五人。先持幡。次灑水。次焼香。次大宝。次御水（納水瓶口挿櫛房）列立堂前庭上（各懸花袋）（中略）此時靈山僧乍持大宝登縁。著金剛登浄蓮上。捧大宝踞踞。頭灑展座具向大宝礼拝三反（五体投地）畢合覆面登座具上蹲踞。靈山僧指入大宝於室内（以下略）」<sup>(51)</sup>

◎応安六年（一三七三）四月。迎青龍院二品大王三十三迴御忌。於十樂院受用弥陀院被始行如法經

四月十九日の記事、「午刻。靈山上人於法勝寺出立之由申之。（中略）此間靈山聖人五人入門内。（中略）此時靈山僧□。頭注として「靈山聖之由散花持人別而無之。面々懸花袋令通用歟。」「次靈山聖礼拝時。大宝持坐立如何。兩様不可苦。是又可在役人所存云々」<sup>(52)</sup>

◎応永八年（一四〇二）五月二十一日。北山殿御如法經

六月九日の記事、「未一点靈山聖人下山之由申案内」、「次事調之由以外護者被仰靈山聖人。次聖人參入。持幡。灑水。焼香。散花。大宝等聖人七人。堂前庭上列立。先靈山聖人伽陀三誦之」、「次靈山聖人捧大宝礼堂踞踞」、「次靈山聖人退出。水瓶以下慥可被返遣由仰之」<sup>(53)</sup>

（傍線は筆者加筆）

このように、如法經供養と靈山院は強い関係で結ばれており、貞応元年の慈鎮和尚による如法經供養を靈山院登場の嚆矢とし、『如法經現修作法』において確たる位置付けを有するに至った。そして、十三世紀から十五世紀初めまでの如法經供養において、靈山院は欠くことのできない存在となっていたことが『門葉記』の記載からわかる。

## 七 廃絶

靈山院の廃絶については、元亀の焼き討ちのときに廃絶したとする説<sup>(54)</sup>と、焼き討ち以前に廃絶したとする説<sup>(55)</sup>がある。

元亀の焼き討ち以後の史料を見ると、慶長二年（一五九七）成立の『巡礼所作次第』には、「靈山釈迦。普賢。文殊。如法経」とあって、十六世紀末には比叡山修験の巡礼すべき場所として認識され、承応元年（一六五二）に魚山宝泉房が撰した『山門并葛川記』（円融藏）と同本とされている『比叡山堂舎僧坊記』には、「一 靈山 旧跡 中堂ヨリ辰巳ノ方十町 本尊釈迦。文殊。普賢ノ如法堂。坊跡五」とあり、靈山院は十七世紀中頃には旧跡と認識されている<sup>(56)</sup>。そして、延享元年（一七四四）成立の『山門名所旧跡記』には「一 靈山院旧跡 同（都率谷・筆者注）」とあり、十八世紀中頃にも旧跡として認識されている。

聖衆来迎寺歳の『六道絵』の旧軸木に書かれた修復銘で靈山院の名が最後に登場するのは、天文七年（一五三八）の銘のある軸木中の「天文七年七月十一日修覆之願人三光坊暹俊ノ六道之絵像拾五覆之内叡山横川靈山院之什宝也」であり、次の修復銘である「永禄九年（一五六六）三月十二日修覆之願主来迎寺真雄上人施主聖真子宮仕宝光敬白」以後からは靈山院の名前が消えて、聖衆来迎寺が登場し、天和三年（一六八三）以降は来迎寺の什宝または什物と書かれるようになる。織田信長による元亀の焼き討ちは元亀二年（一五七二）であり、旧軸

木の記載に従うと、永禄九年以降は靈山院という文言が見られなくなるので、『六道絵』は焼き討ち以前に聖衆来迎寺に移っていたことになる。また、京都・曼殊院には「永禄六年横川靈山院本堂勸進帳」<sup>(57)</sup>が蔵されており、題名から永禄六年（一五六三）に靈山院の本堂に勸進が必要な事態が生じていたことがわかる。また、『六道絵』の軸木銘では永禄九年から来迎寺が登場することを鑑みると、永禄六年の勸進が想定どおり進まず、靈山院が廃絶に向かっていた可能性を指摘できる。このことは靈山院が元亀の焼き討ち以前に廃絶または廃絶に近い状態にあった可能性を示唆している。

では、靈山院は何故廃絶したのだろうか。筆者は、靈山院衰退の背景に如法経供養の衰退があると推測している。『靈山院式』には「右靈鷲山是釈迦如来常住之处、一切賢聖帰依之地、諸天善神常為守護、三有衆生多蒙利益、今此宝殿庶幾彼山」とあって、靈山院は釈迦が『法華経』を説いた靈鷲山に庶幾するために創建されたとある。毎日行われた釈迦生身供や毎月晦日の靈山釈迦講は、行や法会を通して靈鷲山を庶幾するための方法だったのであろう。その後、靈山院はその機能を維持しつつ次第に如法経供養の料紙供給所として機能するようになっていったのではないだろうか。如法経供養の隆盛に従い、料紙供給所としての機能を拡充させ、院政期までにはその機能によって存在価値を有するに至った。しかし、如法経供養が戦国時代から徐々に衰退し、元亀の焼き討ち以後廃絶する<sup>(58)</sup>という背景の中、如法経料紙供給という靈山院の主たる役目がなくなり、衰退したのではなかる

うか。そして、靈山院の荒廢が進行していった十六世紀中頃に、貴重な靈宝だけが聖衆來迎寺に伝えられ、靈山院自体は天正の比叡山復興の対象施設に挙げられず、そのまま旧跡化したのではなからうか。

## おわりに

本稿では、靈山院に関する先行研究において最も利用されてきた『山門堂舎記』の利用について検討を加えるという視点と、靈山院の創設、発展、廃絶という視点をもとに論を進めてきた。靈山院に関して記載された史料を繙くことによつて検討を加えてきた結果、以下のようなことがわかった。

本稿ではまず、『山門堂舎記』について論じた。『山門堂舎記』は撰者不明であり、別本のない史料であつて、成立は東塔・横川が正元年（一二五九）以降文永十二年（一二七五）以前よりも後、西塔が文永八年（一二七一）以降とした。『山門堂舎記』の靈山院の記事は、『阿婆縛抄』『諸寺略記下』及び『延曆寺首楞嚴院源信僧都伝』からの書承と、「僧忍妙状」からできていて、書承元にある文字を削除したり、誤字が散見されるといふ特徴を確認できた。また、「僧忍妙状」は『山門堂舎記』だけの貴重な史料だが、元になる情報を誤って伝えている点が見られることに問題があるとした。

次に、靈山院の創建年代について論じた。「僧忍妙状」には靈山院が正暦年間に創建されたと書かれているが、『延曆寺三塔諸堂』には

正暦年中創建という文言は見えず、『阿婆縛抄』『諸寺略記下』には正暦年間創建に「歟」といふ疑問の助辞を付している。現在刊行されている史料で、『阿婆縛抄』よりも先に正暦年中創建とするのは「僧忍妙状」だけなので、『阿婆縛抄』の正暦年中説の出所は、僧忍妙状の可能性がある。しかし、「僧忍妙状」の内容には十分に確信が置けない点があるため、正暦年中創建を正面から信じることはできない。一方、『近江靈山院僧等申状』、『靈山院釈迦堂毎日作法』、『靈山院式』は、全て寛弘年中の記年であり、『靈山院式』に「寛弘四年（歳次丁未）七月十三日 靈山院新坊」とある点から、靈山院は寛弘年中に創建された堂舎であるとするのが妥当であるとした。

三つ目に靈山院と権門勢家との関係を論じた。『靈山院過去帳』の記載から、靈山院は寛弘四年時点から有力貴族と関係し、その後も藤原行成、藤原伊房、九条兼実、九条良経という権門と関係していたことがわかった。また、『六道絵』の仕様等から十三世紀中〜後半にかけても貴族等の有力者との接点が想定され、さらに十三世紀頃から活発になる如法経供養の関係から、皇族や有力貴族と密接に繋がりがあつていたものと推測できる。

最後に、靈山院の廃絶について論じた。靈山院は当初、靈鷲山を庶幾するという目的が付されていたが、十三世紀頃から如法経供養の料紙供給所として機能が付加され、発展を続けてきた。そして、如法経供養衰退の影響で靈山院自体が衰退し、信長の焼き討ち以前に廃絶した可能性が高いことがわかった。



今回は右のようなことがわかったが、靈山院にはこれ以外にも解明しなければならぬ多くの課題が山積している。例えば、靈山釈迦講と『法華験記』との関連や、『靈山院過去帳』に記載された人々の素性を知ることなどであるが、いずれも論点が多く、本稿で取り上げることが不可能であるため、別稿にて論じてゆきたい。

《註》

- (1) 武覚超『比叡山諸堂史の研究』（法蔵館、二〇〇八年）。
- (2) 靈山院について触れている論文で管見に入ったものは、景山春樹「横川の靈山院と華台院」（古代学協会編『延喜天曆時代の研究』（吉川弘文館、一九六九年）。景山春樹『比叡山寺 その構成と諸問題』（同朋舎、一九七八年）に再録）、川崎庸之『日本の名著4 源信』（中央公論社、一九七二年）、堀大慈「二十五三昧会と靈山釈迦講―源信における講演運動の意義―」（二葉憲香博士還暦記念会編『仏教史学論集』（永田文昌堂、一九七七年）。大隅和雄・速水侑編『日本名僧論集第四卷 源信』（吉川弘文館、一九八三年）に再録）、速水侑『源信』（吉川弘文館、一九八八年）、章輝玉、石田瑞磨『新羅の浄土教 空也 良源 源信 良忍』（講談社、一九九二年）、小原仁『源信』（ミネルヴァ書房、二〇〇六年）、武覚超『比叡山諸堂史の研究』（法蔵館、二〇〇八年）。
- (3) 靈山院自体を研究対象とし、創建から廃絶までを見通せる研究をされているのは、清原徹雄氏であるが、清原氏の論考は論文として世に出ておらず、口頭発表のみである。ここに清原氏が行った学会での口頭発表の
- ・タイトルを紹介したい。なお、筆者は清原氏の発表に関しては、「平成二五年度 叡山学会」のレジュメを拝読させていただいたが、靈山院に関する新たな史料を紹介されており、大変刺激的なものであった。
  - ・『靈山院釈迦堂毎日作法』について（平成二十年 第二回 叡山学院文研例会）
  - ・『靈山院釋迦堂毎日作法』について（平成二十年 天台宗教学大会）
  - ・横川靈山院について（平成二二年度 第一回 叡山学院文研例会）
  - ・横川靈山院について（平成二二年度 叡山学会）
  - ・「横川と如法経について」（平成二二年度 天台宗教学大会）
  - ・「九条兼実と如法経について」（平成二二年度 第二回 叡山学院文研例会）
  - ・「如法経会の成立過程について」（平成二二年度 天台宗教学大会）
  - ・『釋迦講式』について〜伝恵心御作『横川靈山院釋迦如来生身供式』について〜（平成二五年度 第一回 叡山学院文研例会）
  - ・「叡山文庫蔵『横川靈山院釋迦如来生身供式』について」（平成二五年度 叡山学会）
- (4) それぞれの所収資料は以下のとおりである。
- ・『靈山院釈迦堂毎日作法』 『大日本史料』第二編之五（寛弘四年七月三日条）及び十一（寛仁元年六月十日条）、『恵心僧都全集』第五号。『比叡山と天台の美術』（朝日新聞社、一九八六年）と『最澄と天台の国宝』（読売新聞社、二〇〇五年）には一部写真版が掲載されている。
  - ・『靈山院式』 『大日本史料』第二編之五（寛弘四年七月三日条）

- ・『延暦寺首楞嚴院源信僧都伝』 『惠心僧都全集』第五号、『大日本史料』第二編之十一（寛仁元年六月十日条）。
  - ・『玉葉』 『玉葉』第二（名著刊行会、一九七九年）所収。
  - ・『慈鎮和尚建曆目錄』 『鎌倉遺文』一九七四、『大日本史料』第四編之十二建保元年一月是月条、同第五編之十三宝治元年十一月二十六日条、同第五編之十三建長二年正月十一日、『門葉記』卷第一四〇
  - ・『慈鎮和尚承久貞応御談状案』 『鎌倉遺文』二九七〇
  - ・『門葉記』「如法経一」 『大正新脩大藏経』図像第十一卷
  - ・『如法経現修作法』 『大正新脩大藏経』二七三〇
  - ・『阿婆縛抄』 『大日本仏教全書』卷四一、『大正新脩大藏経』
  - ・『叡岳要記』 『群書類従』第二四輯
  - ・『関東御教書案』 『鎌倉遺文』一八六四五
  - ・『近江靈山院破損注文』 『鎌倉遺文』一八九七二
  - ・『近江靈山院僧等申状』 『鎌倉遺文』一九〇三七
  - ・『近江靈山院修造用途注文』 『鎌倉遺文』一九一六六
  - ・『寂真申状案』 『鎌倉遺文』一九二〇四
- ※なお、これらとは別に、註（2）の論著で景山春樹が『横川靈山院造立案文』として紹介している。
- ・『溪嵐拾葉集縁起』 『大正新脩大藏経』二四一〇 五〇五上
  - ・『聖衆来迎寺本六道絵旧軸木修復銘』 加須屋誠「聖衆来迎寺本六道絵について」（『研究発表と座談会』六道の思想と美術）上野記念財団助成研究会、二〇〇七年）

- ・『溪嵐拾葉集』 『大正新脩大藏経』二四一〇 八〇〇中
  - ・『延暦寺三塔諸堂』 寺島典人「延暦寺本『延暦寺三塔諸堂』―『阿婆縛抄』「諸寺縁起」の古写本―」（大津歴史博物館『研究紀要』十二、二〇〇六年）
  - ・『山門堂舎記』 『群書類従』第二四輯
  - ・『声明源流記』 『大正新脩大藏経』二七二〇 八六五中
  - ・『驪驢嘶餘』 『群書類従』第二十八。
  - ・『巡礼所作次第』 『大日本統藏経』卷九六
  - ・『比叡山堂舎僧坊記』 『天台宗全書』二四
  - ・『正教房流北嶺回峰次第』 『大日本統藏経』卷九六
  - ・『山門名所旧跡記』 『天台宗全書』二四
  - ・『山門堂舎由緒記』 『天台宗全書』二四
- ※なお、武覚超は註（1）の著作で、『比叡山古絵図』のうち、滋賀院蔵「比叡山三塔図屏風」、三千院蔵「比叡山三塔図屏風」、南溪蔵「比叡山絵図」、『日本天台史』続巻口絵「比叡山古地図」には靈山院の建物が記載されているとしている。これらの絵図については筆者未見。
- （5） 康平四年（一〇六一）五月以前の成立とする速水の説に従う（速水侑「源信伝の諸問題」〈同『平安仏教と末法思想』吉川弘文館、二〇〇六年〉）。
  - （6） 『山門堂舎記』中の「僧忍妙状」については、本稿「二・二『山門堂舎記』の靈山院の記述」で詳述する。
  - （7） 当該文書に記年はないが、文末に「金剛仏子覚源」とあり、『門葉記』

- 卷八三「如法経五」には寛元二年(一二四三)の記事の中に「覚源僧都」とあるので、当該文書の成立を十三世紀中頃とした。
- (8) 天和三年の銘は全部で四つある。また、このほかに年記なしのもの三つあり、この三つはいずれも来迎寺の什物とする。
- (9) この文献は刊行されていないが、清原徹雄が平成二五年度叡山学会において発表された(註(3)参照)。
- (10) 景山、速水、武は『山門堂舎記』以外の文献も利用している。また、川崎は『山門堂舎記』を利用してない。
- (11) 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九八五年)、『群書解題』(統群書類従完成会、一九六二年)、『日本仏教典籍大事典』(雄山閣、一九八六年)を参考にした。それぞれの解説者については、註(14)～(17)を参照のこと。
- (12) 渋谷泰亮『昭和現存天台書籍綜合目録』(法蔵館、一九七八年)。
- (13) 『群書解題』(統群書類従完成会、一九六二年)の下出積の解説を参照した。
- (14) 『群書解題』(統群書類従完成会、一九六二年)の下出積の解説による。
- (15) 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九八五年)の武覚超の解説による。
- (16) 註(1)に同じ。
- (17) 『日本仏教典籍大事典』(雄山閣、一九八六年)の木内堯央の解説による。
- (18) 『阿婆縛抄』は『大日本仏教全書』と『大正新脩大蔵経』にあり、異名同本の『三塔諸寺縁起』は『大日本仏教全書』、『統群書類従』、叡山文庫蔵『延暦寺三塔諸堂』に収められているが、『延暦寺三塔諸堂』は元応元年(一二一九)書写の古い姿であると考えられており、『延暦寺三塔諸堂』に最も近い内容を有するのが大正新脩大蔵経本『阿婆縛抄』「諸寺略記下」であるため、本稿では内容及び名称(諸寺略記下)は大正新脩大蔵経本を利用することとする。
- (19) 宮島新一『阿婆縛抄』をめぐると三の問題―曼殊院本を中心にして―『仏教芸術』一一二(毎日新聞社、一九七七年)。
- (20) 切畑健は、成立年代を仁治三年(一二四二)～弘安七年(二二八四)と広くとっている(同「阿婆縛抄」その成立と撰者承澄)『仏教芸術』七十、一九六九年)。
- (21) 『阿婆縛抄』「諸寺略記下」には当該記事はない。
- (22) 伝未詳。『靈山院過去帳』七月十五日条に署名あり。
- (23) 僧忍妙については伝未詳
- (24) 景山春樹「円仁の根本如法経と横川の発達」(村山修一編『比叡山と天台仏教の研究』(名著出版、二〇〇〇年))。
- (25) 「消垂」の意味は不明。誤写の可能性あり。
- (26) 『靈山院式』末尾の書き加えられた文には「靈山院正暦年中建立、本願恵心先徳云々」、「或記云、正暦年中、恵心僧都勸賢祐上人、令建立云々」とあり、正暦年中創建を謳っているが、この文には「公家武家生身供勸進在之」とあるので、後世に付加されたものであると考ええる。
- (27) 註(2)速水侑の論著に同じ。
- (28) 『統群書類従』第一七輯下所収
- (29) 註(2)堀大慈の論著に同じ。

(30) 註(2) 川崎庸之の論著に同じ。その後、速水侑も註(2)の論著で川崎の意見を支持。

(31) 註(29) に同じ。

(32) 『玉葉』第二(名著刊行会、一九七九年) 所収。

(33) 藤原伊房は「卿」と呼ばれており、「卿」は大納言、中納言、参議以上の官、三位以上の位の人物に対して使われる称であり、伊房は延久四年(一〇七二)十二月二日に参議に任ぜられている(位は正四位下)ので、延久四年以降に額の書写をしたものと考えられる。

(34) 『御堂関白記』寛弘四年十二月十日条

(35) 『諸寺供養類記』引用の『堂供養記』(山中裕『藤原道長』(教育社、一九八八年))。

(36) 『朝日歴史人物事典』(朝日新聞社、一九九四年)を参考にした。

(37) 加須屋誠「聖衆来迎寺本六道絵について」(『研究発表と座談会 六道の思想と芸術』(上野記念財団助成研究会、二〇〇七年))

(38) 註(37) に同じ。

(39) 註(37) に同じ。

(40) 註(24) に同じ。

(41) 註(3) 清原徹雄、平成二五年度叡山学会における口頭発表資料

(42) 註(24) に同じ。

(43) 註(24) に同じ。

(44) 『大藏経全解説大事典』(雄山閣、一九九八年)の橘川智昭の解説による。

(45) 『大正新脩大藏経』二七三〇 八九二上

(46) 『大正新脩大藏経』図像部第十一卷 六四九下

(47) 『大正新脩大藏経』図像部第十一卷 六五三中

(48) 『大正新脩大藏経』図像部第十一卷 六五六中

(49) 『大正新脩大藏経』図像部第十一卷 六八二下〜六八二上

(50) 『大正新脩大藏経』図像部第十一卷 六七二下

(51) 『大正新脩大藏経』図像部第十一卷 七〇八中〜下

(52) 『大正新脩大藏経』図像部第十一卷 六九八上〜中

(53) 『大正新脩大藏経』図像部第十一卷 七一一中〜下

(54) 註(1) に同じ。

(55) 註(41) に同じ。

(56) 現在、霊山院は滋賀県大供養塔から西北西方向へ直線距離で約三百メートル地点にある石造宝塔の笠石が出土したあたりと比定されているが、明確な場所はわかっていない。『比叡山堂舎僧坊記』には「如法堂・坊跡五」とあり、明和四年(一七六七)に成立した撰者不詳の『山門堂舎由緒記』には、「一 霊山院 旧跡/本尊 釈迦(康尚作) 恵心僧都開基。山門五別所之一。坊舎跡甚多。未詳。洛東霊山元模此地」とあって、十八世紀中頃までは房舎跡が多数確認できたことがわかる。

(57) 註(12) に同じ。本史料については筆者未見。

(58) 註(24) に同じ。